

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長:新屋敷 健
 email: BQE06513@nifty.ne.jp
 〒542-0012 大阪市中央区谷町
 7丁目 1-39-102 大私教気付

<目次> 関西学院大で賃上げ! p.1 大阪大/大阪外大団交報告 p.2
 LECの契約の仕方は奇奇怪怪 p.2 組合学習会開催 p.3 本の紹介 p.3~4

関西学院大で賃上げ!

7月に行った関西学院大との定期交渉の結果、先ごろ2008年度より賃上げをするとの回答があった。賃上げ後の給与は次のようになる。

A級 28400円(200円賃上げ)

B級 27000円(800円賃上げ)

C級 26000円(800円賃上げ)

B級C級の800円賃上げというのは、数年前に文部科学省が実施した非常勤講師給与費へ

の補助金単価の1.5倍化を反映したものである。いわば大学が行うべきであった最低限の賃上げをやっと実施することになったということだが、A級については、それにさえ達していない。

またこれまで実施していなかった無料の健康診断も2008年度から実施させることになった。

組合としては、A級の賃上げ幅も800円とすること、その他回答の不十分なところを再回答するように求めて、第2回定期交渉を申し入れている。(文責・内藤)

文部科学省補助金単価1.5倍化以降の賃上げリスト

大学名	賃上げ幅	現在の給与額
関西大	2006年度にB級で2200円、C級で3200円の賃上げ。同時に勤務手当2000円を廃止	A級28400円
関西学院大	2005年度に200円賃上げ。2008年度にA級で200円、B級・C級で800円の賃上げ予定	A級28400円(2008年予定)
同志社大	2006年度にB級で800円、C+級で400円、C級で400円の賃上げ。2007年度にランクのみ改定	A級28800円
立命館大	賃上げなし	A級28200円
龍谷大	2004年度と2005年度の賃上げ分合計で、A級とB級で1100円、C級で1400円、D級で1600円	A級30000円
京都産業大	2005年度にすべてのランクで400円の賃上げ	A級29000円
近畿大	賃上げなし	A級28500円

ランクの呼称は大学によって異なるが、非常勤講師の最高ランクをA級で統一した。

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

大阪大学 / 大阪外国語大学団交報告

国立大学法人法改正案が国会で可決され大阪大学と大阪外国語大学の統合が正式に承認された事により、改正案審議中を理由に延期されていた阪大との団体交渉が7月12日に、大阪外大との交渉が8月10日に、それぞれ行われました。

阪大団交で大学は、非常勤講師が労働契約ではなく「準委任契約」だと主張しました。法人化後の国立大学の非常勤講師がパートタイム労働者であることは国会答弁や非常勤講師の給与に関する文科省通知等で常識ですから、阪大のやり方は偽装個人請負だと言えます。組合は文科省と厚生労働省にこの件を報告し、文科省は大学を調査する旨回答しました。大阪外大も統合後非常勤講師が「委託契約」になる旨主張しましたが、今年

度の年間カリキュラムは外大が作っており、10月1日から勤務実態は変わらず実質的な雇用継承であることを認めています。従って統合後の非常勤「委託契約」は矛盾していません。

更に阪大は、「年間労働日が48日以上」の非常勤にしか有休を認めないとし、これは従来週1日で有休取得出来た外大の非常勤には労働条件の一方的不利益変更となります。他方、既に外大から付与された有休の未消化分は取得可(?)のようです。

統合後の非常勤大量リストラについては、両大学とも次年度委嘱依頼は各学部・学科任せで、秋以降に問題が出てくる事が懸念されます。この問題と闘う組合への御支援を宜しくお願いします。(文責:新屋敷)

LECの契約の仕方は奇奇怪怪

前号で「株式会社LECはA氏を教員として登録したのち、二年半たってから初めてLEC大学が講義依頼し、その一週間後に講義依頼も教員登録自体もなかったことにしてくれという理不尽なことをいつてきた。組合は大学に団交を要求したが、大学はA氏と労働契約を締結したことはなく団交には応じないといってきた」旨、報告しました。

LECの契約は非常に複雑なもので、雇用主が誰なのか判然としません(株式会社なのか大学なのか)。またこれが派遣か業務委託なのか不明なので、当組合は、東京労働局に判断を求めました。回答は「LECの契約の仕方は非常に特異なもので、このような契

約の仕方は今まで見たことがない。雇用主が誰なのか判らない。派遣か業務委託なのかも判断できない。また本人が一度も講義していないため、勤務実態がどのようなものか実証できないので、これが偽装請負に当たるかどうか判断できない」とのことでした。契約不履行による賠償請求はできるのですが、諸般の事情から、裁判にはしないという判断をしました。

新聞によると、LECは東京と大阪以外のキャンパスを閉鎖する予定だそうです。当組合はこのような奇奇怪怪の契約自体を禁止するよう、今後も各方面に働きかけていく予定です。(文責:長澤)

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

学習会「大学にしのびよる偽装請負」開催

9月29日にエル大阪で、最近問題になっている大学における「偽装請負」についての学習会がゼネラル・ユニオン副委員長の遠藤礼子さん(本組合元副委員長)を講師に迎えて開催されました。

遠藤さんから初めに「労働者供給事業」「中間搾取」がなぜ問題なのか参加者にカードを使って問いかけがありました。そして「労働者派遣」と「請負」がどう違うのか区別はどこでするのかについて具体的な例として、大学とNOVA(派遣会社)と講師の例をあげてわかりやすい解説がありました。それによればポイントは講師を誰が指揮管理しているかで、講師を大学が指揮管理している場合は「派遣」、NOVAが指揮管理していれば「請負」であり、契約上は「請負」であっても大学が指揮管理していれば「偽装請負」となるということです。しかし問題は大学の非常勤講師の場合、指揮管理があいまいな点で「派遣」と「請負」の区別がつきにくいことです。

遠藤さんによれば今年、文科省は「大学設

置基準」を一部改正し授業の丸投げを禁止する方向だそうです。これに関連して文科省が出した省令によれば、大学の授業は当該大学の指導計画の下で開設すべきとし、その具体例として、授業が大学の教員の指導の下に実施されている、大学の教員が授業の実施状況を十分に把握している、大学の教員によって成績評価が行われるなどをあげています。これによれば語学の授業を丸投げすることは文科省的には違法になります。また指揮監督は大学がやっていると言い張れば派遣法違反で「偽装請負」になり、どちらにしても違法であると指摘されました。

最後に遠藤さんは具体的に立命館大学の映像学部が英語の授業を外部の委託会社に丸投げしている例をあげて、これらは文科省の具体例でみると違法であると指摘しました。また、語学教育の委託会社への丸投げは関東ではすすんでおり関西でも今後すめられる危険性が指摘しました。

(文責・江尻)

<本の紹介>

水谷英夫『職場のいじめ 「パワハラ」と法組合によせられる相談の中に、非常勤講師が、大学、あるいは専任教員から職場環境を悪化させられるようないやがらせを受ける例が見られます。いやがらせが悪質な場合には、退職に追い込まれることもあります。本書は、そうした職場でのいやがらせ、いじめの問題を扱ったものです。

本書の構成は、前半で職場のいじめの実

』、2006年、信山社、2800円(税別)

態がいくつかの調査結果をもとに紹介されません。例えば、日本企業の9割がパワハラの相談窓口を設けているものの、その防止活動を就業規則に明記しているのは2割に留まっているという。次に、本書中盤では職場のいじめに関する諸外国の取り組みがまとめられています。例えばフランスやベルギーでは、職場でのハラスメントが法律で禁止され、事

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

業主には予防義務が課されています。さらに、被害申し立てがあった場合には事業主側がハラスメントのなかったことを立証しなければならず、被害者の負担が軽減されています。本書後半では、加害者の法的責任、使用者の法的責任が判例を紹介しながら具体的に詳述されます。職場のいじめによる精神的被害に対する労災認定の現状についても言及されています。

本書はパワハラについての議論が中心ですが、ハラスメントの生じるメカニズムや防止策は、セクハラとも共通するものです。大学の中で弱い立場に置かれやすい非常勤講師に対するパワハラやセクハラの防止策の要求や、被害者の権利回復を求めていく上で、実践的な知識を提供してくれる本ではないでしょうか。 (文責・田宮)

愚痴っていても何も変わらない
自らの権利を主張しない者を守る法律はない
今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-234-2846)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に			組合員として加入します		賛助会員として加入します	
氏名			氏名のフリガナ			
住所(-)						
Tel		Fax		Email		
専門分野			担当科目			
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)						
組合費: 10000 円 / 年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円 / 年)						
賛助会費: 1 口 1000 円 / 年 (3 口以上の協力をお願いします)						

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201 (江尻) 月の午後、木の午後 メール: sodan@hijokin.org (随時)